

## 令和2年度 第13回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和2年11月26日（木） 午後2時 開議  
城辺庁舎2階 会議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第12回定例会）
- 日程第3 報告 教育長報告
- 日程第4 議案第35号 宮古島市成人祝金給付要綱の制定について
- 日程第5 議案第36号 宮古島市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
- 日程第6 議案第37号 宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について
- 日程第7 議案第38号 宮古島市教育委員会届出書等の押印省略に関する規則の制定について
- 日程第8 議案第39号 宮古島市教育委員会本人確認の取扱いに関する規則の制定について
- 日程第9 報告第7号 臨時代理処分の承認について（宮古島市学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定）
- 日程第10 報告第8号 臨時代理処分の承認について（宮古島市立学校職員服務規程の一部改正）
- 日程第11 報告第9号 臨時代理処分の承認について（教育委員会職員の人事について）
- 日程第12 報告第10号 市長の専決処分の報告について（城辺地区統合中学校校舎建築工事（建築2工区）変更契約）
- 日程第13 議案第40号 宮古島市議会提出議案の意見聴取について（議決内容の一部変更について）
- 日程第14 その他



議案第 35 号

## 宮古島市成人祝金給付要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 2 年 11 月 26 日提出

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

### 提案理由

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、宮古島市主催の成人式式典の中止に伴い、今年度の新成人に対して祝金を給付するため、要綱を制定する必要があるので、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市成人祝金給付要綱

#### (目的)

第1条 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、宮古島市主催の成人式式典が中止となった新成人に対して、成人祝金（以下「祝金」という。）を給付することにより、成人の仲間入りを祝福する。

#### (対象者)

第2条 祝金を受けることのできる者（以下「受給対象者」という。）は、日本国籍を有する平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和2年9月末時点で宮古島市に住民登録されている者。
- (2) 平成28年3月に宮古島市立中学校を卒業し、進学等で住所を異動した者。
- (3) 平成31年3月に宮古島市内の沖縄県立高等学校を卒業し、進学等で住所を異動した者。

#### (祝金の額)

第3条 祝金の額は、10,000円とする。

#### (申請の方法及び申請期間)

第4条 祝金の給付を受けようとする者は、宮古島市成人祝金給付申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

2 代理人が申請及び給付を受ける場合、申請書(様式第1号)と委任状(別紙)をもって申請する。

3 祝金の申請期限は令和2年12月1日から令和3年2月末日までとする。

#### (祝金の支給)

第5条 前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに交付の可否を決定し、適当と認めたときは、遅滞なく指定の口座へ振り込むものとする。

#### (受給資格の喪失)

第6条 受給対象者が、申請期間内に申請しないときは、祝金を給付しない。

(給付金の返還)

第7条 祝金の給付を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により祝金の給付を受けたことが明らかになったときは、その者に対し、祝金の返還を命ずることができる。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第4条関係)

## 宮古島市成人祝金給付申請書

令和 年 月 日

宮古島市長 殿

次のとおり関係書類を添えて成人祝金を申請します。

|        |          |     |       |      |      |  |
|--------|----------|-----|-------|------|------|--|
| フリガナ   |          |     |       | 性別   | 連絡先  |  |
| 申請者名   |          |     |       | 男・女  |      |  |
| 生年月日   | 平成 年 月 日 |     |       |      |      |  |
| 所      | 本籍       | 〒 - |       |      |      |  |
|        | 現住所      | 〒 - |       |      |      |  |
| 出身中学校名 | 宮古島市立    | 中学校 | 出身高校名 | 沖縄県立 | 高等学校 |  |

※次の欄は、代理申請の場合に記入して下さい。

|        |     |  |  |    |     |  |
|--------|-----|--|--|----|-----|--|
| フリガナ   |     |  |  | 続柄 | 連絡先 |  |
| 代理申請者名 |     |  |  |    |     |  |
| 住 所    | 〒 - |  |  |    |     |  |

成人祝金を下記口座に振り込んで下さい。 ※代理人が給付を受ける場合は、代理人の口座名義を記入して下さい。

|     |       |          |  |      |    |       |
|-----|-------|----------|--|------|----|-------|
| 振込先 | 金融機関名 | 銀行・農協・金庫 |  |      | 店名 | 本店・支店 |
|     | 預金の種類 | 普通・当座    |  | フリガナ |    |       |
|     | 口座番号  |          |  | 口座名義 |    |       |

※添付書類…申請書の裏面に身分証明書(免許証、健康保険証、離島割カード等)の写しと、通帳(金融機関名、口座番号、名義が分かるよう)写しを添付して下さい。

※注意…代理人が申請及び給付を受ける場合、代理人の身分証明書の写しと、通帳の写し、委任状の提出が必要となります。

(裏面)

①身分証明書(免許証、健康保険証、離島割カード等) \_\_\_\_\_



②通帳の写し \_\_\_\_\_



# 委任状

|                  |         |     |
|------------------|---------|-----|
| 受任者<br>(委任を受ける人) | 住 所     | 〒 一 |
|                  | 氏 名     |     |
|                  | 連絡先     |     |
|                  | 委任者との関係 |     |

私は、上記のものを代理人と定め、宮古島市成人祝金給付申請に係る、一切の権限を委任いたします。

令和 年 月 日

|                |      |          |
|----------------|------|----------|
| 委任者<br>(委任する人) | 住 所  | 〒 一      |
|                | 氏 名  |          |
|                | 生年月日 | 平成 年 月 日 |
|                | 連絡先  |          |

(自ら給付申請を行うことができない理由)

議案第36号

宮古島市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年11月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるには、規則を制定する必要があるので、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の施行期日 を定める規則

宮古島市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例（令和2年宮古島市条例第40号）の施行期日は、令和3年1月1日とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第37号

宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年11月26日提出

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

市役所の新庁舎への移転に伴い、教育委員会事務局の位置を改めるには、規則を改正する必要があるので、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会組織規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第4号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第2項中「城辺字福里600番地の1」を「平良字西里1140番地」に改め  
る。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

議案第38号

宮古島市教育委員会届出書等の押印省略に関する規則の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年11月26日提出

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

「宮古島市届出書等の押印省略に関する規則」の制定に伴い、宮古島市教育委員会の取扱いについて規則を定める必要があるので、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市教育委員会届出書等の押印省略に関する規則

宮古島市教育委員会又はその補助機関に提出する申請、届出等の書類における押印の省略に関し必要な事項については、宮古島市押印省略に関する規則（令和2年宮古島市規則第〇号）の例による。

#### 附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

議案第39号

宮古島市教育委員会本人確認の取扱いに関する規則の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年11月26日提出

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

「宮古島市本人確認の取扱いに関する規則」の制定に伴い、宮古島市教育委員会の取扱いについて規則を定める必要があるので、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市教育委員会本人確認の取扱に関する規則

宮古島市教育委員会又はその補助機関へ届出等を行う者に対する本人確認の取扱に関し必要な事項については、宮古島市本人確認の取扱に関する規則（令和2年宮古島市規則第〇号）の例による。

#### 附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

報告第7号

臨時代理処分の承認について（宮古島市学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となってい  
るが、宮古島市教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により  
臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和2年11月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

**【制定理由】**

学校の臨時休業により影響を受けた学校給食用納入事業者に対する支援のため、要綱を制定する必要があるため。

**宮古島市学校臨時休業対策費補助金交付要綱**

**(趣旨)**

第1条 この告示は、学校の臨時休業（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

↑

第20条に基づく臨時休業をいう。）に伴う学校給食の中止によって、学校給食用物資（以下「物資」という。）の納入が中止となった宮古島市立学校給食共同調理場（以下「市調理場」という。）に物資を納入する業者（以下「納入業者」という。）に対し、予算の範囲内において当該物資の納入中止、処分等によって生じた損失の一部を補助するものとし、その交付に関しては、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

**(補助対象期間)**

第2条 宮古島市学校臨時休業対策費補助金（以下「補助金」という。）の対象となる学校給食の中止期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和2年4月7日から令和2年5月18日までとする。

**(補助金の対象者)**

第3条 補助金の対象となる者は、市調理場から補助対象期間の物資の発注を受けた納入業者のうち、当該物資の全部又は一部の納品が中止となった者とする。

**(補助金の額)**

第4条 補助金の額は、発注等を受けた物資の額から市調理場に請求済みの額及び転売、返品等により納入業者に損失が生じなかった額を差し引いた額に、物資の納品中止に伴う処分等に要した費用を加えた額のうち宮古島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める額とする。

**(補助金の交付申請)**

第5条 補助金の交付を受けようとする納入業者は、宮古島市学校臨時休業対策費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び別紙内訳書を教育長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 教育長は、申請書を受理したときは、これを審査し、速やかに交付の可否を決定し、宮古島市学校臨時休業対策費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により前条の申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、宮古島市学校臨時休業対策費補助金実績報告書（様式第3号）を支出の状況が分かる資料を添えて、交付を受けた日から30日以内に教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 教育長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、交付すべき補助金の額を確定し宮古島市学校臨時休業対策費補助金確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助金の支払は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、宮古島市学校臨時休業対策費補助金請求書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 教育長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、その決定を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この告示、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別紙

内訳書

申請者名 :

(単位 : 円)

| 調理場名 | 発注等を受けた物資の金額<br>(A) | 請求済みの額<br>(B) | 転売、後日納品等により売却益が見込める物資の金額<br>(C) | 納品中止に伴い必要となつた処分費等<br>(D) | 補助申請額<br>(E)<br>(A-B-C+D) |
|------|---------------------|---------------|---------------------------------|--------------------------|---------------------------|
|      |                     |               |                                 |                          |                           |
|      |                     |               |                                 |                          |                           |
|      |                     |               |                                 |                          |                           |
|      |                     |               |                                 |                          |                           |
|      |                     |               |                                 |                          |                           |
| 合計   |                     |               |                                 |                          |                           |

※詳細（品名、単価、個数）を貼付する事

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

宮古島市教育委員会 教育長 様

住 所  
名 称  
代表者名

印

### 宮古島市学校臨時休業対策費補助金交付申請書

宮古島市学校臨時休業対策費補助金について、宮古島市学校臨時休業対策費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付されるよう、関係資料を添えて申請します。

記

交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

宮古島市教育委員会  
教育長

印

### 宮古島市学校臨時休業対策費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった宮古島市学校臨時休業対策費補助金については、下記のとおり補助金の交付（不交付）を決定しましたので、宮古島市学校臨時休業対策費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金を交付する。

補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金を交付しない。

不交付と決定した理由

様式第3号（第7条関係）

年　月　日

宮古島市教育委員会 教育長 様

住 所  
名 称  
代表者名

印

### 宮古島市学校臨時休業対策費補助金実績報告書

宮古島市学校臨時休業対策費補助金について、宮古島市学校臨時休業対策費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり実績報告書を提出します。

記

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

添付書類　　支払を証する書類  
　　　　　　　その他教育長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

第  
年  
月  
号  
日

様

宮古島市教育委員会  
教育長

印

宮古島市学校臨時休業対策費補助金確定通知書

宮古島市学校臨時休業対策費補助金の交付額について、宮古島市学校臨時休業対策費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

確定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第5号（第9条関係）

年　月　日

宮古島市教育委員会 教育長 様

住 所  
名 称  
代表者名

印

宮古島市学校臨時休業対策費補助金請求書

年 月 日付けで交付決定のあった宮古島市学校臨時休業対策費補助金につきまして、下記のとおり、請求します。

記

|     |   |
|-----|---|
| 請求額 | 円 |
|-----|---|

銀行振込口座

| 金融機関・支店名 | 銀行        |  |  |  | 支店    |  |  |  |
|----------|-----------|--|--|--|-------|--|--|--|
| 金融機関コード  |           |  |  |  | 店舗コード |  |  |  |
| 預金種別     | 普通預金・当座預金 |  |  |  |       |  |  |  |
| 口座番号     |           |  |  |  |       |  |  |  |

ゆうちょ銀行振込口座

|    |  |  |  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|--|--|
| 記号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 番号 |  |  |  |  |  |  |  |

口座名義

|      |  |
|------|--|
| フリガナ |  |
| 口座名  |  |

報告第8号

臨時代理処分の承認について（宮古島市立学校職員服務規程の一部改正）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となってい  
るが、宮古島市教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により  
臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和2年11月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

**【制定理由】**

校務支援システムに出退勤システムを追加し運用するにあたり、宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する必要があるため。

**宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令**

宮古島市立学校職員服務規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 職員は、定刻までに出勤し、自ら出勤簿に押印又は出退勤管理システムに出勤時刻を記録し、退勤するときは退勤時刻を記録しなければならない。

同条第2項中「出勤簿に記載」の次に「又は出退勤管理システムに記録」を加える。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

報告第9号

臨時代理処分の承認について（宮古島市教育委員会職員の人事について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となってい  
るが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代  
理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和2年11月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

報告第10号

市長の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した「城辺地区統合中学校校舎建築工事(建築2工区)変更契約」について、同条第2項の規定により市議会12月定例会に報告するので、これを報告する。

令和2年11月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

別紙

## 専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された長の専決処分事項として、下記のとおり専決処分する。

令和2年10月9日

宮古島市長 下地敏彦

記

1 請負契約工事名

城辺地区統合中学校校舎建築工事(建築2工区)

2 契約の変更事項

- (1) 原請負額 ￥232,632,528円
- (2) 変更後の請負額 ￥237,589,000円
- (3) 変更となる額 ￥4,956,472円

3 契約の相手方

沖縄県宮古島市伊良部字池間添649番地の12

合資会社共和測建

代表社員 大浦貞治

4 専決処分した理由

土工、コンクリート工の数量変更による。

なお、議会の議決を経て締結された工事請負契約については、工事請負金額の100分の5以内で、1,000万円以下の契約価格の変更契約となることから専決処分とする。

議案第40号

宮古島市議会提出議案の意見聴取について（議決内容の一部変更について）

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年11月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年第7回宮古島市議会（定例会）に議案として提出する議決内容の一部変更について、宮古島市教育委員会の意見を聴取する必要があるため、本案を提出します。

## 別紙

### 議決内容の一部変更について

令和2年第4回宮古島市議会（定例会）における議案第79号により議決された城辺地区統合中学校校舎建築工事（建築1工区）請負契約についての議決内容を次のように一部変更する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

（一） 契約の金額「200,915,000円」を「212,715,800円」に変更する。

令和2年11月30日提出

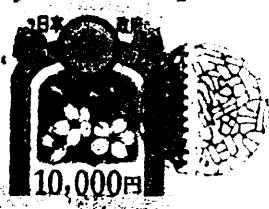
宮古島市長 下地 敏彦

#### 提案理由

（一） 城辺地区統合中学校校舎建築工事（建築1工区）の設計変更に伴い契約金額を変更するには、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。



宮古島



## 工事請負変更仮契約書

令和2年6月26日に契約締結した次の工事について、設計変更協議書により  
契約事項を次のとおり変更する。

1. 工事名：城辺地区統合中学校校舎建築工事（建築1工区）

2. 元請負代金額に対する変更増額 ￥11,800,800円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥1,072,800円

3. 変更後請負代金額 ￥212,715,800円

4. 完了年月日  
 現在完了年月日 令和3年2月26日  
 変更完了年月日 令和3年2月26日

5. その他 この仮契約は、議会の議決があった日をもって本契約とする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

仮契約日 令和2年10月9日

本契約日 令和 年 月 日

発注者 住所 沖縄県宮古島市平良字西里

氏名 宮古島市長 下地敏彦



受注者

住所 沖縄県那覇市字真地421番地15

商号

株式会社尚輪興建

氏名

代表取締役下地喜宏



## 報告第11号

国立大学法人福井大学大学院教育学研究科と宮古島市教育委員会との連携に関する  
協定書の締結について

### 1 目的

国立大学法人福井大学大学院教育学研究科と連携協定を締結し、福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科へ本市の教員や学校管理職及び指導主事等を教職大学院で学ばせることにより、本市立学校の教育課題の改善に向けてリーダーとなり得る人材の育成に資する。

### 2 協定書(案)・・・別紙

### 3 連携協定書の締結予定日・・・令和2年12月17日(木) 午前

福井大学教育学研究科

2020年12月17日

# 国立大学法人福井大学大学院教育学研究科と宮古島市教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人福井大学大学院教育学研究科（以下「甲」という。）と宮古島市教育委員会（以下「乙」という。）は、相互の連携に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の協力により連携し、教職員の資質能力の向上及び相互の人的・知的資源の交流・活用を図るとともに、学校教育上の諸課題に適切に対応することにより、大学における教育・研究及び宮古島市の教育の充実、発展に寄与することを目的とする。

## （連携の内容）

第2条 甲と乙が連携する内容は、次の通りとする。

- (1) 学校教育上の諸課題への対応に関すること。
- (2) 研究成果の提供並びに人的及び知的資源の交流に関すること。
- (3) 教職員の資質能力の向上に関すること。
- (4) 教職開発専攻への入学に伴う奨学支援と履修方法に関すること。
- (5) その他甲と乙が必要と認める事項。

## （有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙いずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、同一内容でさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、連携に関し必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

2 この協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙は協議してその解決を図るものとする。  
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲 福井県福井市文京3丁目9番1号  
国立大学法人福井大学大学院教育学研究科長  
柳沢昌一  
乙 沖縄県宮古島市城辺字福里600番地1  
宮古島市教育委員会教育長  
宮國博